

第4次神崎市男女共同参画基本計画

D V 被害者支援計画・女性の活躍推進計画

(案)

令和7年3月

佐賀県 神崎市

(市長挨拶)

(目次)

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 近年の男女共同参画の動向.....	2
3 本計画とSDGsの関連性.....	5
4 計画の位置づけ.....	6
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制.....	7
第2章 男女を取り巻く社会情勢の変化.....	8
1 人口の動向.....	8
2 世帯数の推移.....	9
3 外国人の状況.....	10
4 生涯未婚率の推移.....	11
5 合計特殊出生率の状況.....	12
6 女性の労働力率.....	12
7 従業上の地位の状況.....	13
8 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移.....	13
9 第3次神崎市男女共同参画基本計画の取組状況.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	17
1 神崎市が目指すまちの姿（基本理念）.....	17
2 計画の体系.....	18
第4章 重点目標ごとの取組.....	19
基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり.....	19
重点目標1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり.....	19
重点目標2 家庭における男女共同参画の推進.....	22
基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり.....	26
重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	26
重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援.....	34
重点目標5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり.....	36
重点目標6 女性視点を反映した地域の防災力向上.....	37

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	40
重点目標7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	40
重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	44
重点目標9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	46
第5章 数値目標一覧	49
第6章 推進体制の充実・連携強化	50
1 計画の推進体制の充実	50
2 庁内各課の役割の強化	50
3 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画	50
参考資料	51
1 男女共同参画社会基本法.....	51
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	51
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	51
4 神崎市男女共同参画審議会委員名簿（任期：令和6年～）	51
5 用語解説	51
6 相談機関一覧.....	51
7 計画策定経緯.....	51

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、1999年（平成11年）に男女平等の実現に向けた取組をより進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

同法では、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

その後も、国は男女平等の実現に向けて法整備を行い、2001年（平成13年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）では、市町村に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画を定めるよう求めています。

2016年（平成28年）4月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面的に施行されました。

また、2020年（令和2年）12月には、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

神崎市では、令和2年3月に令和6年度を目標年度とする「第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を策定し、各分野における男女共同参画、DVの防止及び被害者への支援、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできました。

本計画は、「第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」の計画期間が令和6年度で終了することから、社会経済情勢の変化や法制度の拡充を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を更に総合的、計画的に推進していくことを目的として「第4次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を策定するものです。

2 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動向

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立・改正

平成 27 年 8 月に「女性活躍推進法」が成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」などを基本原則とし、国・地方公共団体、一部企業に対し、女性の活躍に関する状況把握・課題分析とそれを解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定等が義務付けられました。

令和元年には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などによる女性活躍の推進、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設などハラスメント対策の強化などが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成 30 年度に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すことなどを基本原則として、公布・施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和 3 年 6 月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党その他の政治団体の取組の更なる促進や、セクハラ・マタハラ等への対応といった国・地方公共団体の施策の強化等について新たに定められました。

③「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

大規模災害が相次ぐ中、内閣府は災害対応における意思決定過程への女性の参画の確保や男女のニーズの違いへの配慮等へ対応するためにガイドラインを策定し、各都道府県・政令指定都市に対して、本ガイドラインに基づく取組を促進するよう求めています。

④「第 5 次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶など 11 の個別分野を設け、これら 11 分野及び推進体制の整備・強化について、それぞれ令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

第5次男女共同参画基本計画

【目指すべき社会の姿】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【第5次計画の政策分野】

I あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">○政策・方針決定過程への女性の参画拡大○雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和○地域における男女共同参画の推進○科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none">○女性に対するあらゆる暴力の根絶○男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備○生涯を通じた健康支援○防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備○教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進○男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 県の動向

佐賀県は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年3月に、「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、以後、定期的に計画の改定を行いながら男女共同参画を計画的に推進してきました。

同年10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県・県民・事業者の責務、基本的施策等を定めています。

具体的な取り組みとして、講演会やセミナーの実施による地域や政策方針決定過程への女性の参画促進、企業における男性労働者の育児休業取得の促進等を実施しています。

令和3年3月には、新たに「第5次佐賀県男女共同参画計画」を策定し、3つの基本方向と9つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

第5次佐賀県男女共同参画基本計画

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備

重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

3 本計画とSDGsの関連性

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことで、SDGsは、2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

本市においてもSDGsの理念を踏まえながら、持続可能なまちづくりに向けて様々な取組を進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組を推進します。

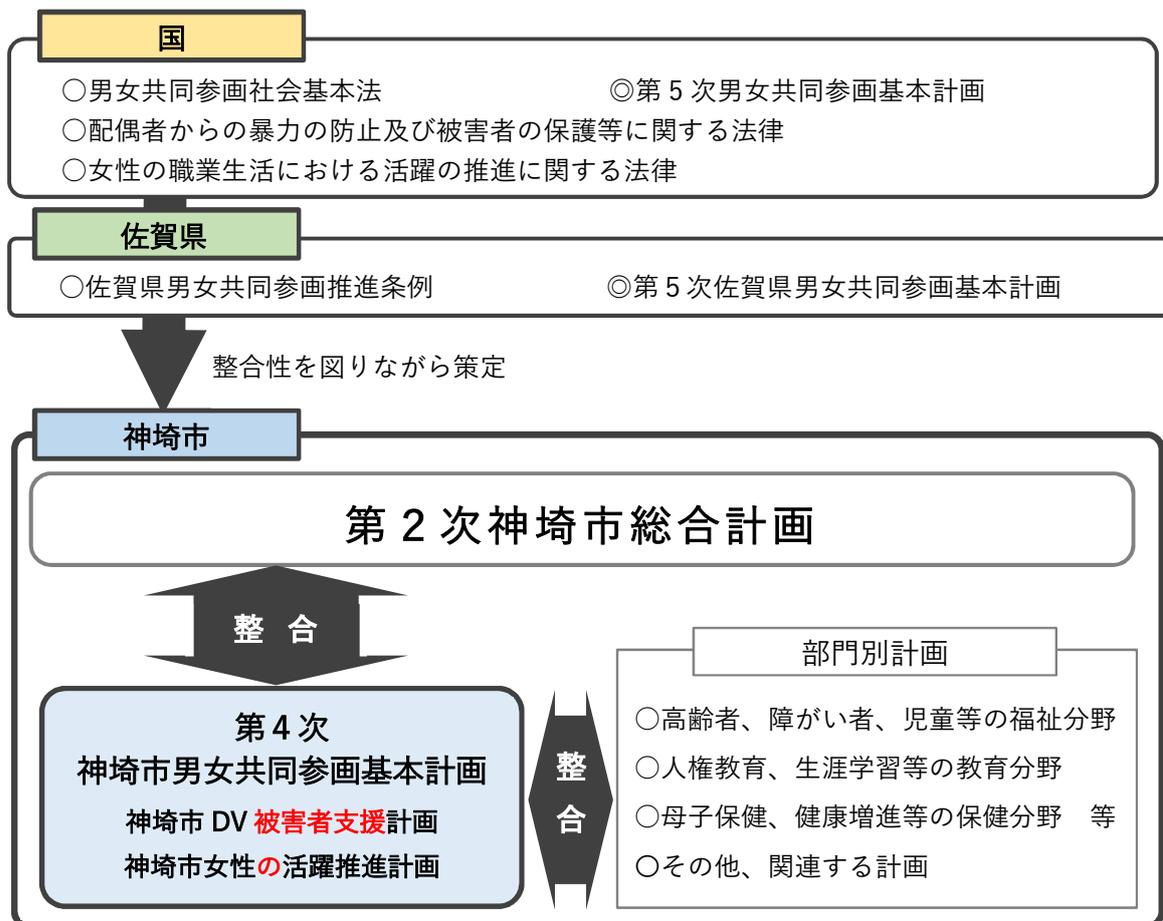


【本計画に掲げる施策と関連するSDGsのゴール】

	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

4 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」として位置付けるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 5 次佐賀県男女共同参画計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第 2 次神崎市総合計画」（平成 30 年度～令和 9 年度）の個別計画と位置付け、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会状況の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の策定体制

(1) 神崎市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体代表、公募の委員で構成する「神崎市男女共同参画審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、DVの状況等を把握するために、「男女共同参画社会の実現に向けた神崎市民意識調査」を実施しました。

調査時期	令和6年9月
調査対象者	神崎市在住の18歳以上の男女の方から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答
配布数	2,000件
有効回答数	676件
有効回答率	33.8%

調査対象者数		回収数	回収率	
2,000人		676件	33.8%	
年代別	18～29歳	307人	61人	19.9%
	30～39歳	260人	64人	24.6%
	40～49歳	328人	79人	24.1%
	50～59歳	348人	109人	31.3%
	60～69歳	357人	153人	42.9%
	70～79歳	400人	196人	49.0%

※回収総数には年齢不詳の方が含まれるため、年代別回収数の合計は回収総数と一致しません。

(3) パブリックコメントの実施

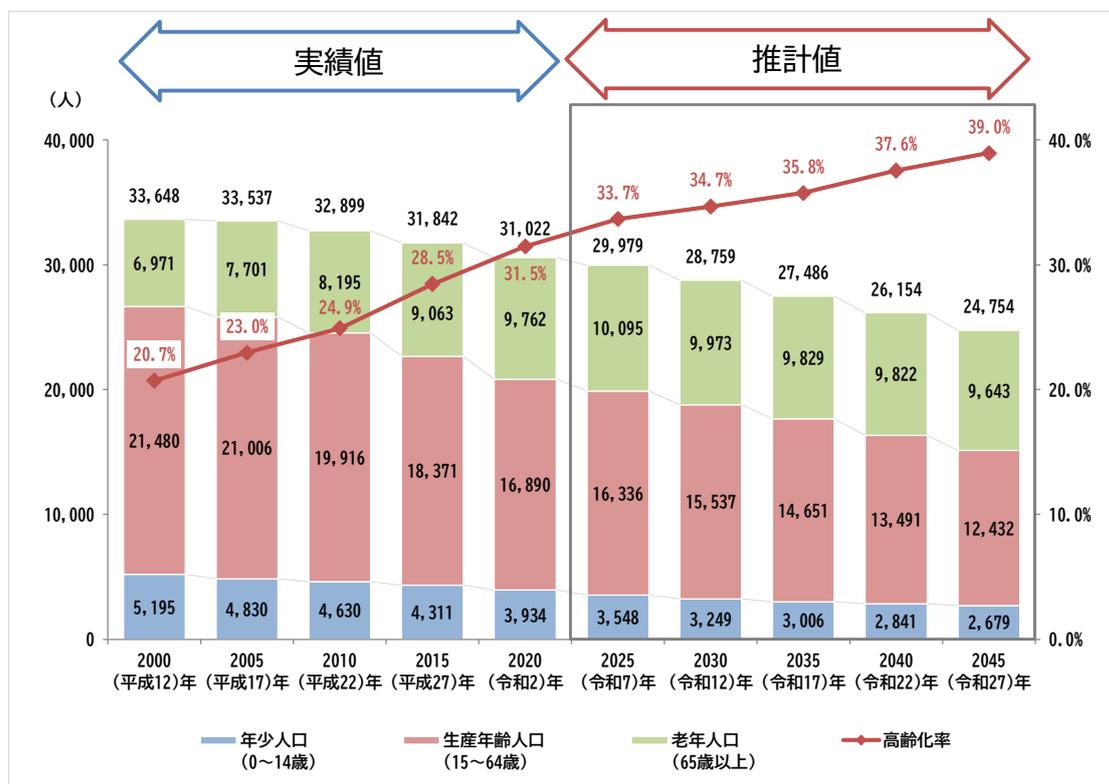
計画案を神崎市ホームページ及び窓口で公表し、令和7年2月に計画内容に関する意見募集を行いました。(予定)

第2章 男女を取り巻く社会情勢の変化

1 人口の動向

① 人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

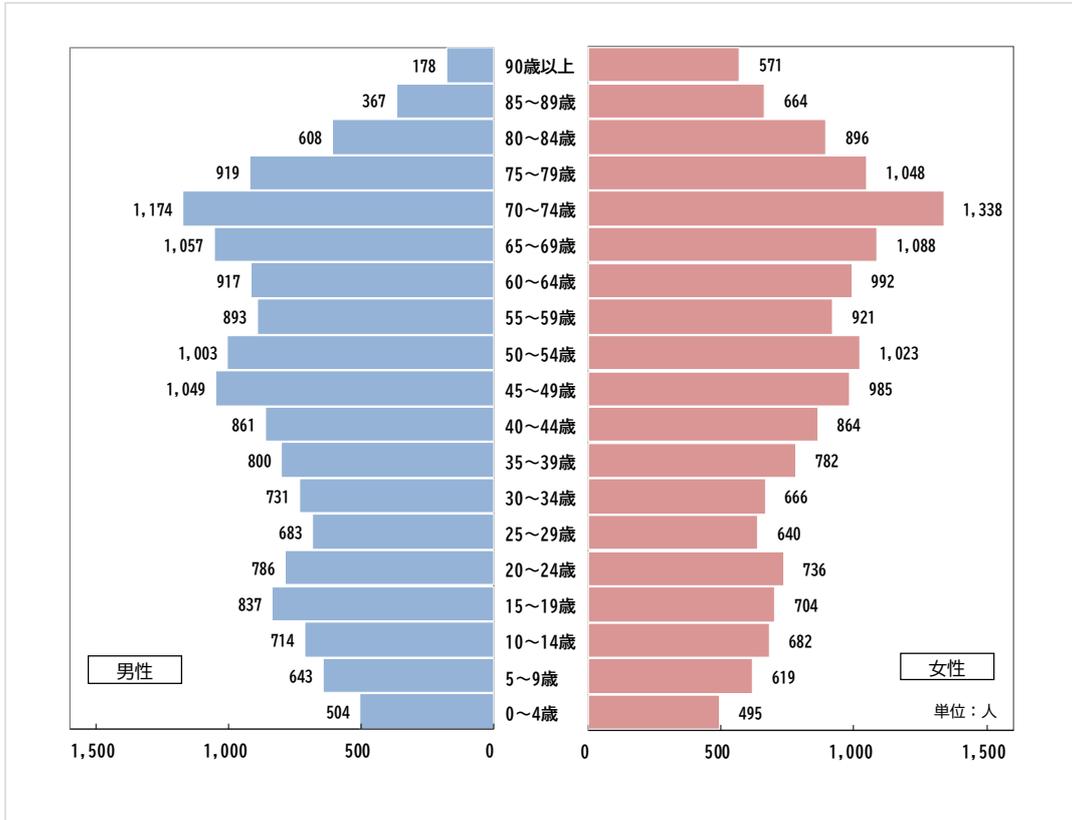
本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると31,022人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）

② 人口ピラミッド

本市の人口は70～74歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

2 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向となっており、令和6年では12,379世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和6年においては2.46人となっています。

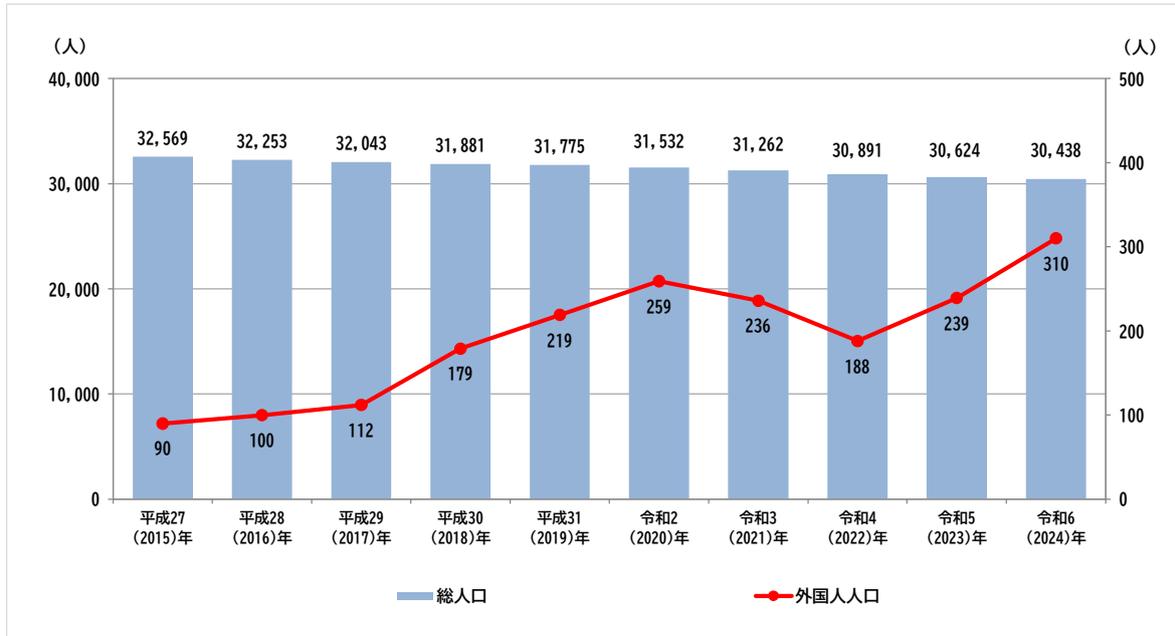


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

3 外国人の状況

① 外国人人口の推移

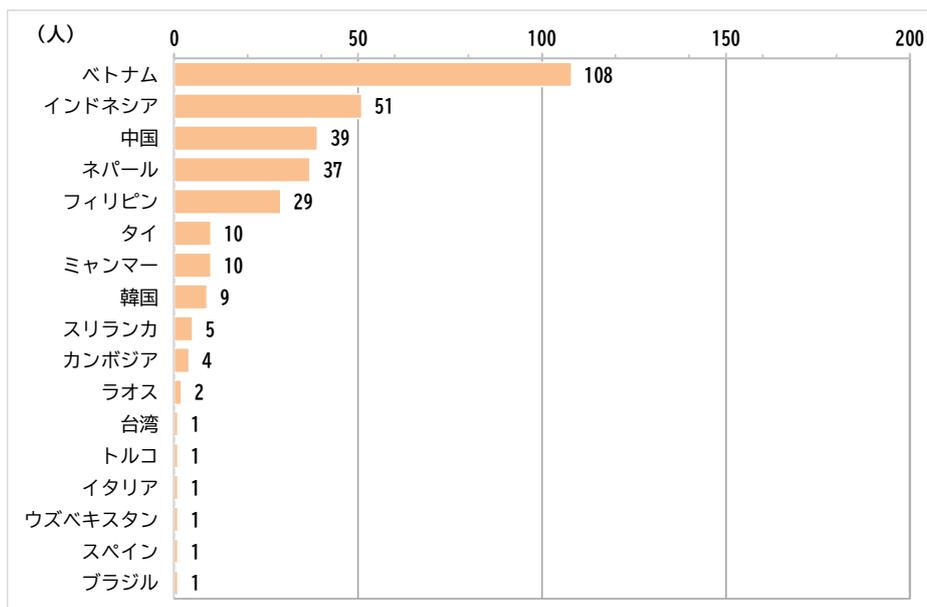
神崎市における外国人の人口は近年増加傾向となっており、令和6年では310人となっています。



出典：総人口：住民基本台帳（各年1月1日）・外国人人口：在留外国人統計（各年6月末）（法務省）

② 出身国別の外国人人口

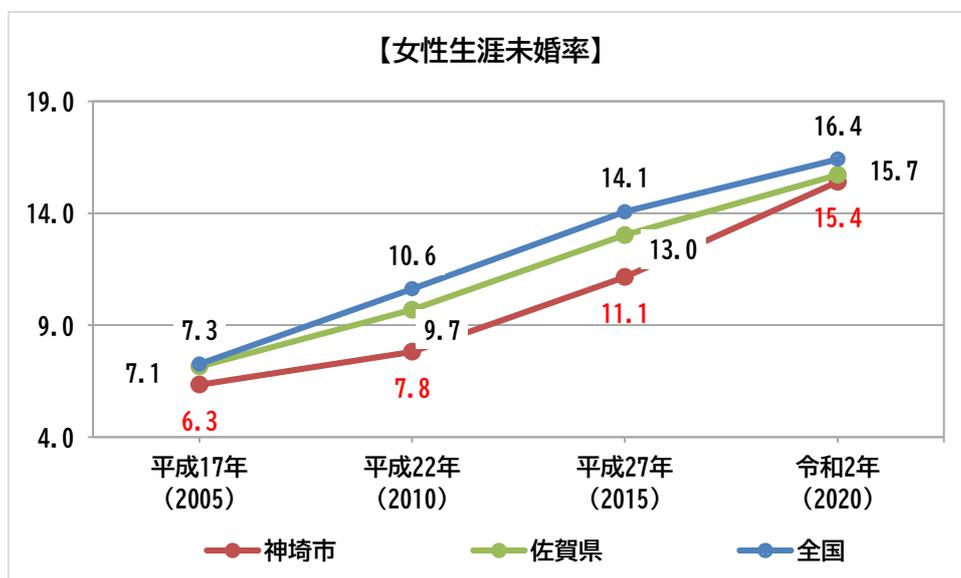
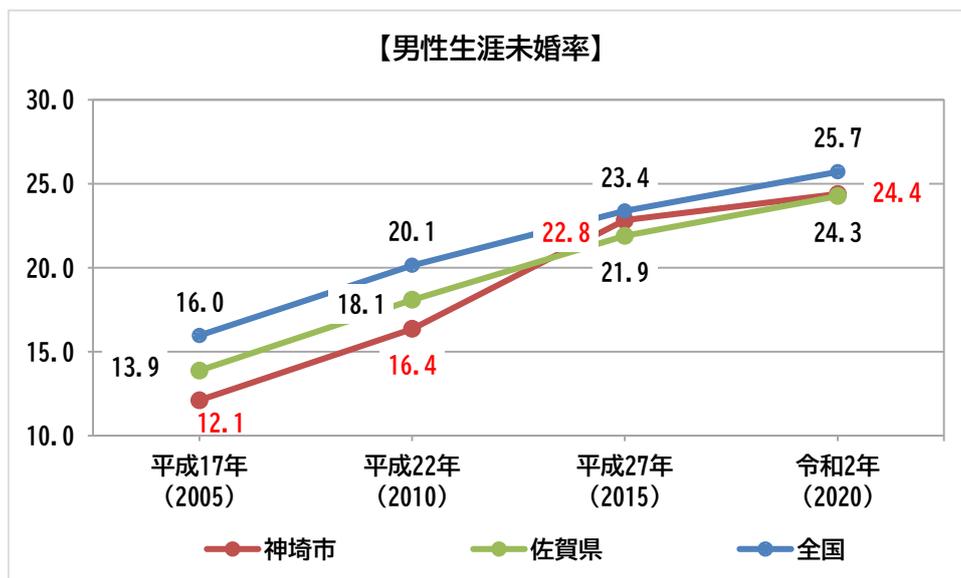
出身国別ではベトナムが最も多く、次いでインドネシア、中国の順となっています。



出典：在留外国人統計（令和6年6月）（法務省）

4 生涯未婚率の推移

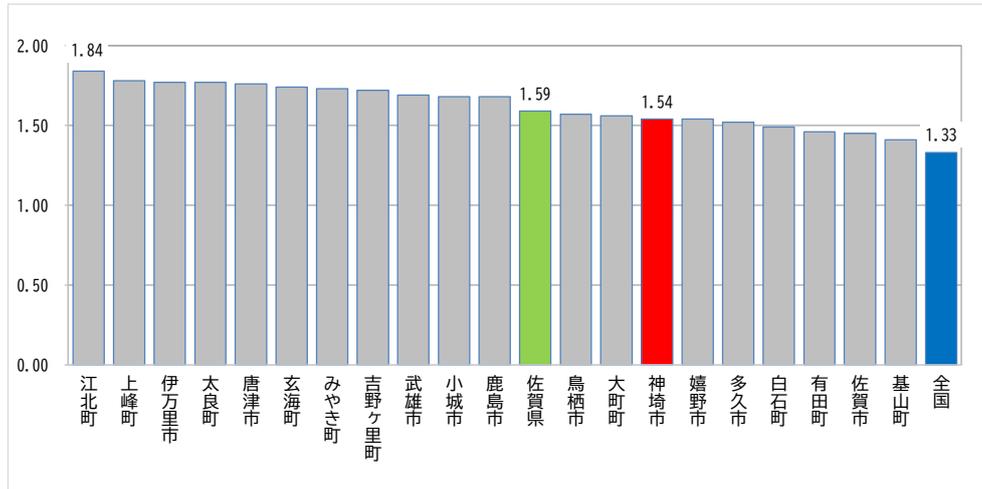
生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和2年では男性が24.4%、女性が15.4%となっています。男女ともに全国より低く、県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

5 合計特殊出生率の状況

ベイズ推定による平成30年～令和4年の合計特殊出生率では1.54と、県より低く、全国より高くなっており、県内では中位となっています。

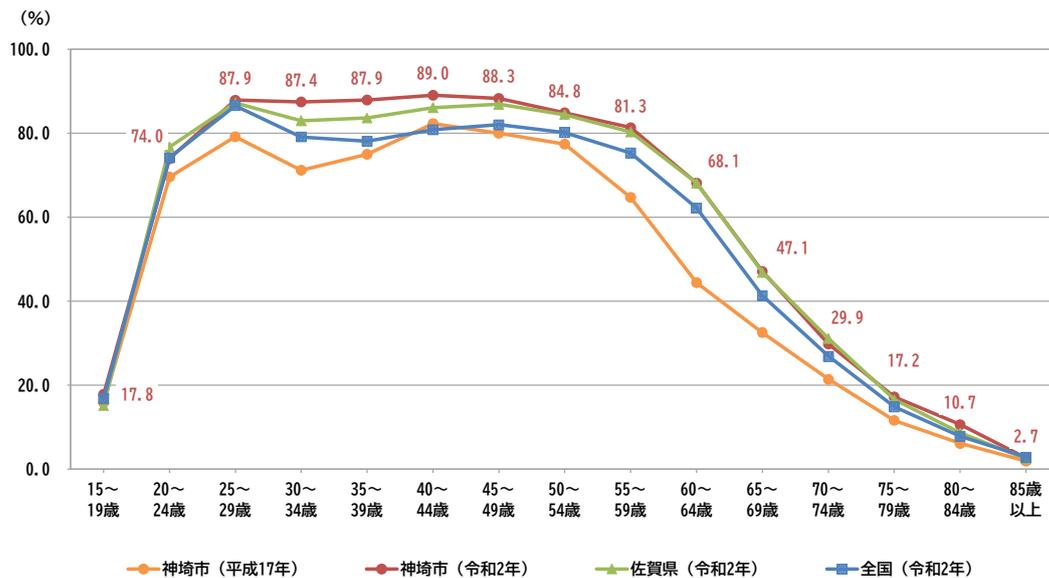


出典：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況（ベイズ推定）

- 注) 合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としています。
- 注) ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

6 女性の労働力率

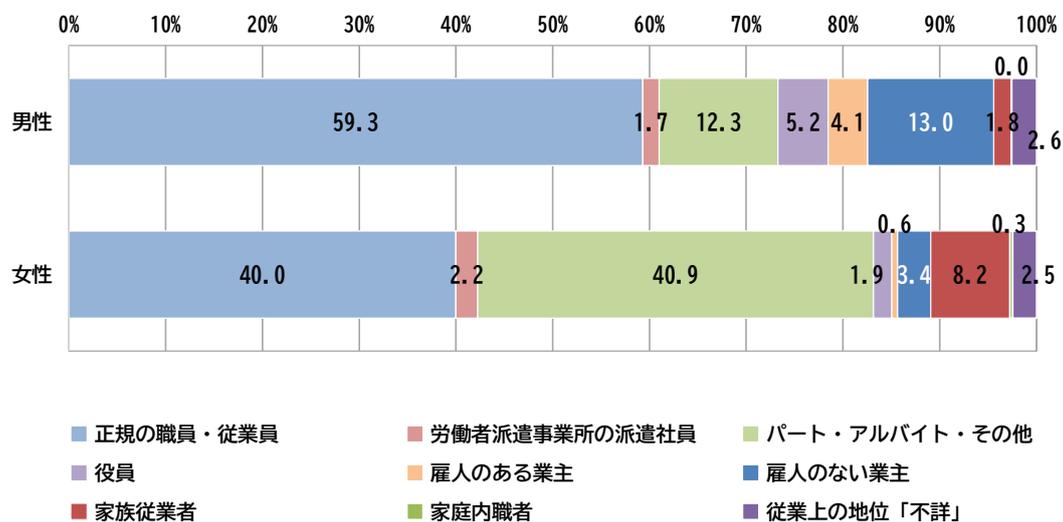
令和2年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国より高く、県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

7 従業上の地位の状況

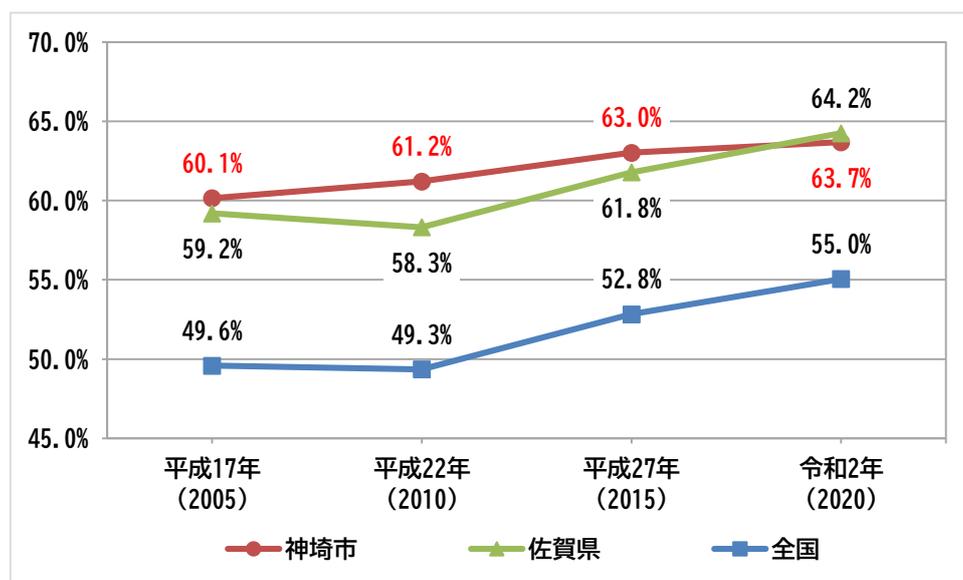
令和2年の従業上の地位の状況を見ると、男性では「正規の職員・従業員」が最も高くなっており、女性では「パート・アルバイト・その他」が最も高くなっています。



出典：国勢調査（令和2年）

8 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移

子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移を見ると、平成27年までは全国・県より高くなっていましたが、令和2年では県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

9 第3次神崎市男女共同参画基本計画の取組状況

(1) 評価方法

第3次神崎市男女共同参画基本計画における重点目標の各施策について、所管課による実施状況の点検を行いました。

■評価基準

個別の取組・事業について5段階評価（A～E）

	評価
A	当初のイメージどおりかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージどおりにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

(2) 評価結果の総括

	重点目標	A	B	C	D	E
基本方向1	1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2 家庭における男女共同参画の推進	11.1%	77.8%	0.0%	0.0%	11.1%
基本方向2	3 男女間のあらゆる暴力の根絶 (DV被害者支援計画)	15.8%	81.6%	2.6%	0.0%	0.0%
	4 生涯を通じた男女の健康支援	30.0%	50.0%	10.0%	0.0%	10.0%
	5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる 環境づくり	57.1%	0.0%	28.6%	0.0%	14.3%
	6 女性視点を反映した地域の防災力向上	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%
基本方向3	7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	7.1%	64.3%	7.1%	14.3%	7.1%
	8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	0.0%	50.0%	16.7%	33.3%	0.0%
	9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	9.1%	36.4%	9.1%	0.0%	45.5%
全体（上段：回答した所管課数）		19	69	8	4	9
（下段：構成比）		17.4%	63.3%	7.3%	3.7%	8.3%

(3) 事業・取組の評価

重点目標1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり

評価 A が 20.0%、評価 B が 80.0%となっており、概ね計画通りに取り組めている状況です。教育の場における男女共同参画に関する取組では、男女での役割の固定化につながらないような配慮を行うなど、様々な取組を工夫して実施している状況です。

一方、教職員における女性管理職の登用は少しずつ増えているものの、今後も県と連携しながら更に推進していくことが重要です。

また、国際化が進む中、多様化する性別や民族・国籍を個性として大切にする教育を推進していくことが必要です。

重点目標2 家庭における男女共同参画の推進

評価 A が 11.1%、評価 B が 77.8%、評価 E が 11.1%となっています。性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、男性に向けた講演会や講座の開催などを積極的に展開しています。今後も様々な媒体を活用して周知・啓発に取り組むとともに、社会情勢に注視しながら講演会や講座の内容の充実に取り組んでいくことが重要です。

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV被害者支援計画）

評価 A が 15.8%、評価 B が 81.6%、評価 C が 2.6%となっています。男女間の暴力の根絶に向けて、各世代に向けた周知・啓発、被害者への支援、関係各課及び関係各所・団体のネットワーク整備等を中心に取組を推進しています。

DV の被害は単なる暴力だけに留まらず、経済的被害や精神的被害など、様々な被害が複合しています。今後も被害者支援体制の充実や、複合した被害に対応できる相談支援体制の充実が求められると考えられます。

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

評価 A が 30.0%、評価 B が 50.0%、評価 C が 10.0%となっています。女性特有の健康課題に対して、周知啓発の機会の創出や子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠・出産・子育て期における支援、各種健診の実施等を中心に事業を展開しています。

今後もより多くの市民が事業を利用することを目指して周知・啓発に努めるとともに、健診未受診者への受診勧奨を実施するなど、積極的な展開を行うことが重要であると考えられます。

重点目標5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

評価 A が 57.1%、評価 C が 28.6%、評価 E が 14.3%となっています。ひとり親家庭に向けた経済的支援や、誰もが安心して生活できる環境の整備を中心に事業を実施しています。今後も、経済的な支援や各福祉サービスのニーズは高まっていくことが予想されます。相談支援を入り口として、その後に適切なサービスへ円滑に繋ぐなど、連携体制の充実やサービスの内容の充実が今後も求められると考えられます。また、支援が必要な市民に、サービスの内容を認知してもらえるように、周知・広報の更なる充実が必要です。

重点目標6 女性視点を反映した地域の防災力向上

評価 A が 22.2%、評価 B が 66.7%、評価 C が 11.1%となっています。地域の防災力向上における女性視点の反映に向けて、防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大を図るとともに、避難所運営における女性職員の配置数増加や女性ニーズを反映した物資の確保など、様々な取組を展開しています。

他の分野と同様に、防災分野における女性の参画拡大においても、市民の理解促進は大変重要です。今後も周知・啓発に努めるとともに、防災面における環境整備や女性の参画拡大の重要性を市民に広めていく取組を充実していくことが必要です。

重点目標7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

評価 A が 7.1%、評価 B が 64.3%、評価 C が 7.1%、評価 D が 14.3%、評価 E が 7.1%となっています。庁内における女性職員の登用や研修会の実施、市民に向けた講演会の実施や情報提供等は十分に取り組めた一方、女性の就労及び能力開発や「家族経営協定」締結の推進、女性起業家等への支援については十分に推進できていない状況です。今後もハローワークや市商工会と連携を密にして、情報提供の更なる推進や支援内容の充実に努めることが必要です。

重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

評価 B が 50.0%、評価 C が 16.7%、評価 D が 33.3%となっています。女性の参画促進に向けた意見交換会や研修会等は取り組めている一方、各分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、大きく向上していない状況です。今後も各種団体との連携を密にするとともに、周知・啓発活動を推進するなど政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

重点目標9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

評価 A が 9.1%、評価 B が 36.4%、評価 C が 9.1%、評価 E が 45.5%となっており、計画通りに実施できていない取組が多くある状況です。子育て支援センター等を活用や放課後児童対策といった子どもに向けた取組は推進できていますが、企業に向けた啓発や労働条件改善のための環境整備の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等については推進できていない状況です。特に、男女共同参画の推進に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないことであると考えられます。今後は企業との連携体制整備を推進するとともに、更なる周知・啓発に取り組んでいくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 神崎市が目指すまちの姿（基本理念）

第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV 被害者支援計画・女性の活躍推進計画では、下記の基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

①男女共同参画の意識づくり

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保します。

②男女間のあらゆる暴力の排除

男女間のあらゆる暴力は重大な人権侵害であることを理解し、容認しない社会の実現に向けて被害者の人権を尊重した適切な対応や支援を推進します。

③女性の活躍推進

男女が、社会のパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保します。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」、佐賀県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」との整合性を図るとともに、第3次計画の基本理念の考え方を継承し、下記を本計画の基本理念として掲げることとしました。

1 誰もが互いのことを認め合うまちの実現

誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮して、それぞれの立場や多様な生き方を互いに認め合い、手を取り合って生きていくことができるまちを目指します。

2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

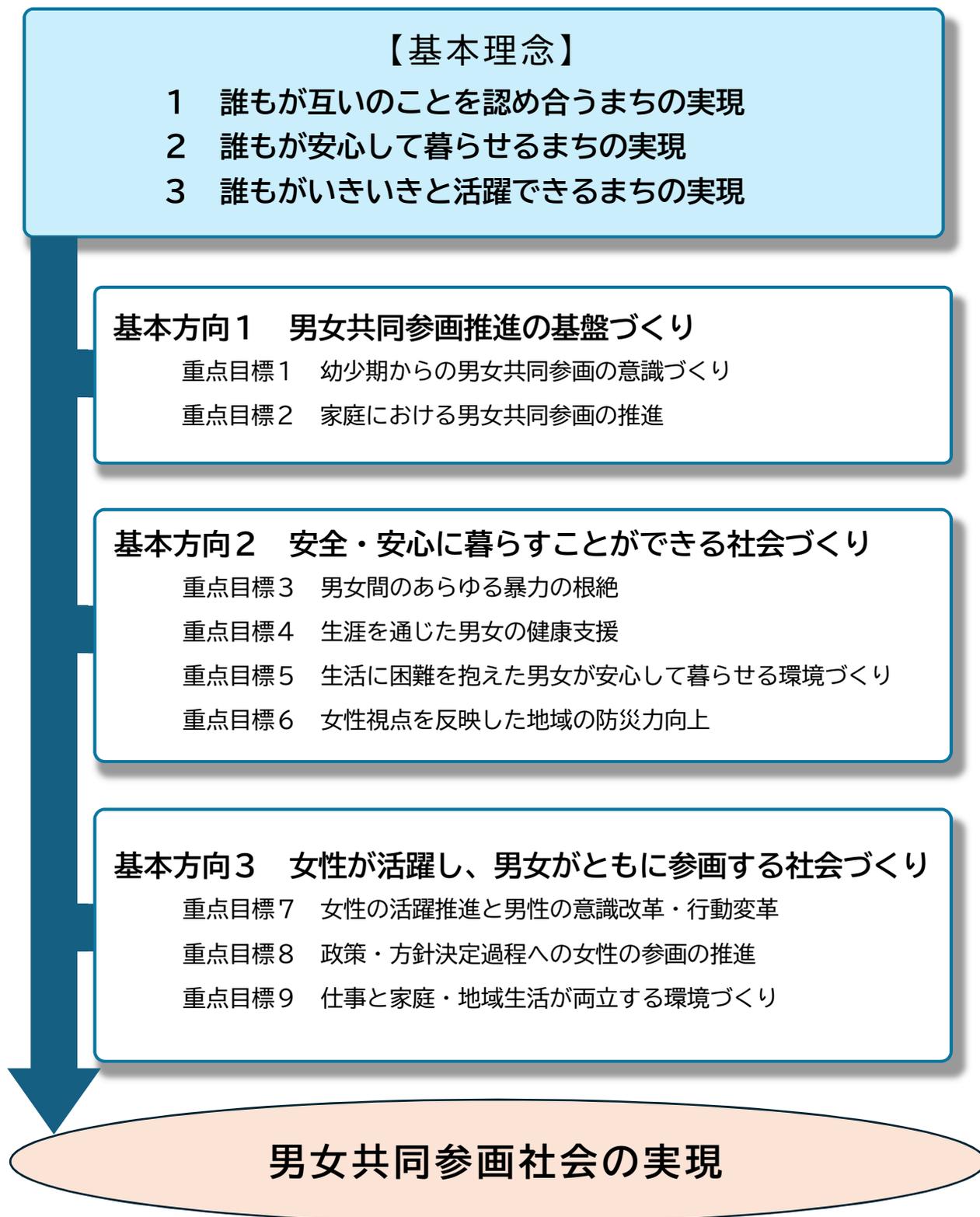
すべての市民の人権が尊重され、生活上の様々な困難を克服し、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

3 誰もがいきいきと活躍できるまちの実現

誰もが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において政策や方針決定過程に積極的に参画できるまちを目指します。

2 計画の体系

本計画の体系は以下の通りです。基本理念を達成するために、基本方向及び重点目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。



第4章 重点目標ごとの取組

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すために、男女双方の意識改革を促進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

重点目標1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり

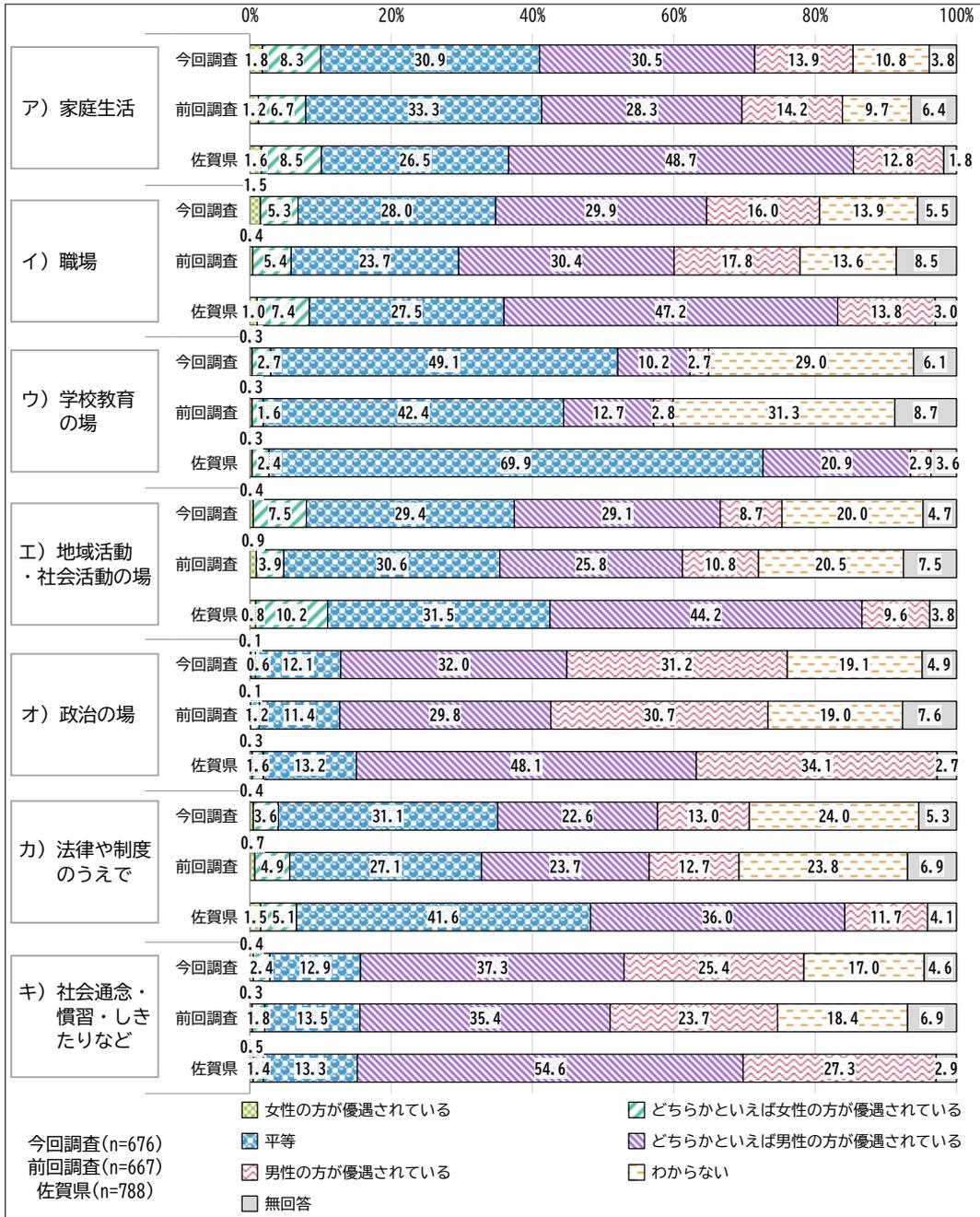
【現状と課題】

本市では、男女共同参画の意識づくりに向けて幼少期から意識の醸成に向けた取組を推進しています。

調査結果を見ると、「様々な分野における男女の地位の平等感」について、「学校教育の場」では平等との回答が約5割となっている一方、様々な場における男女の平等感について「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」については依然として男性優遇との回答が多くあり、固定的な性別役割分担意識や古くからの社会的な慣習が今もなお強くあることが分かります。

今後も学校等における人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行い、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を作っていくことが重要です。

【様々な分野における男女の地位の平等感】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
1	広報・啓発活動の推進	<p>男女共同参画に関する情報を収集し、市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用した市民や企業・市民団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。さらに、神崎市男女共同参画推進ネットワーク等と協力して広報紙やホームページなどの従来からの媒体に加え、ラジオやケーブルテレビなどの音声・映像媒体、各種 SNS 等を用いた広報・啓発を行います。</p> <p>また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めるとともに、人権啓発講演会の充実を図り、性的少数者に対しパートナーシップ宣誓制度の受け入れ体制整備やLGBTQ に関する人権講演会を開催するなど理解を促進し、人権問題の啓発の推進に努めます。</p>	総務課
2	幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進	<p>幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした保育・教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。</p> <p>家庭科教育などを通じた性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。</p> <p>また、管理職（校長・教頭）や学年主任等の要職への女性の積極的登用など、学校運営における男女共同参画を推進します。</p>	こども家庭課 学校教育課
3	教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進	<p>男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるための検証を行い、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に務めます。</p>	学校教育課
4	社会教育における男女共同参画の推進	<p>社会教育においても、LGBTQ に関する人権講演会等を通し「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。</p>	社会教育課

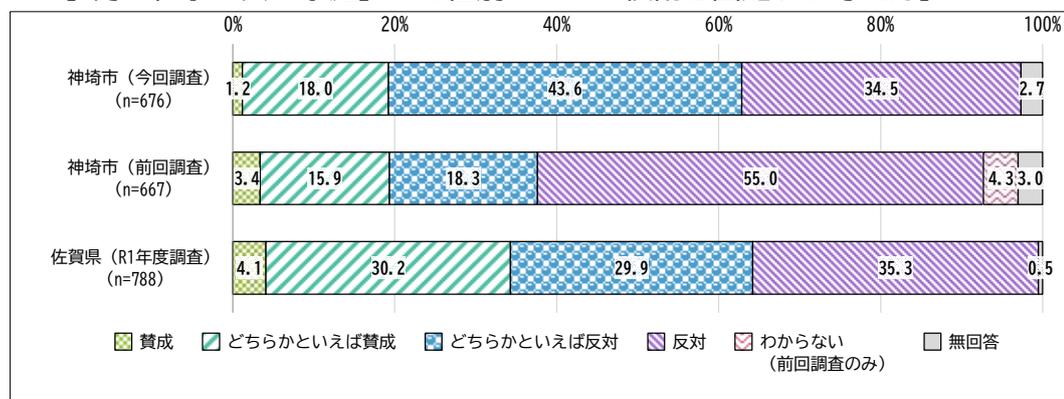
重点目標2 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

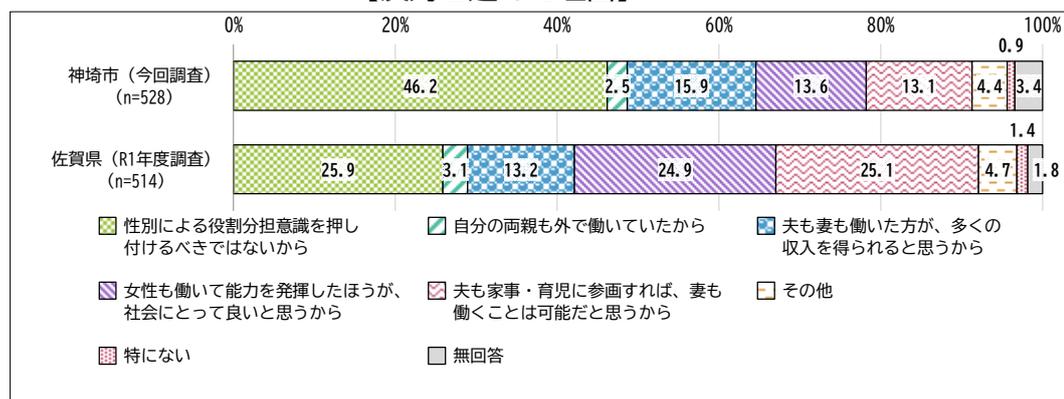
家庭における男女共同参画の推進について、性別の固定的役割分担意識が与える影響は大変大きいと思われます。調査結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方については、「どちらかといえば反対」が43.6%と最も高く、次いで「反対」34.5%、「どちらかといえば賛成」18.0%となっており、約8割が性別により役割を固定する考え方については「反対：どちらかといえば反対+反対」と回答しています。

「反対」を選んだ理由については、「性別による役割分担意識を押し付けるべきではないから」が46.2%と最も高くなっており、日常生活の中で男女の役割を平等に考えるべきとの意見が浸透してきている様子が見えます。

【「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方】

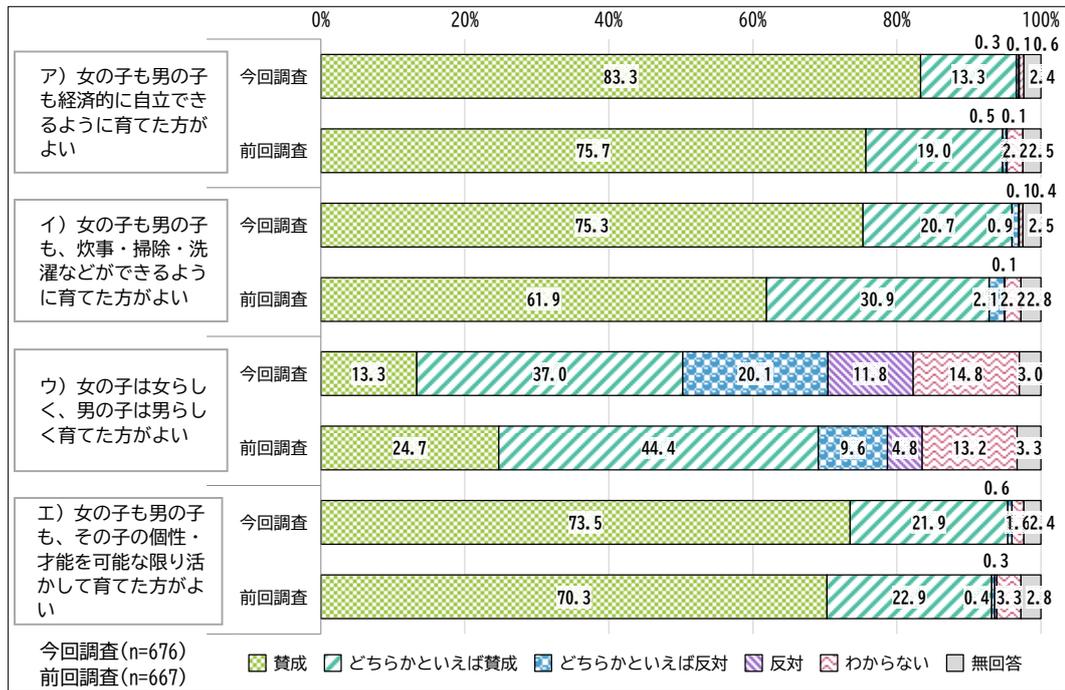


【反対を選んだ理由】



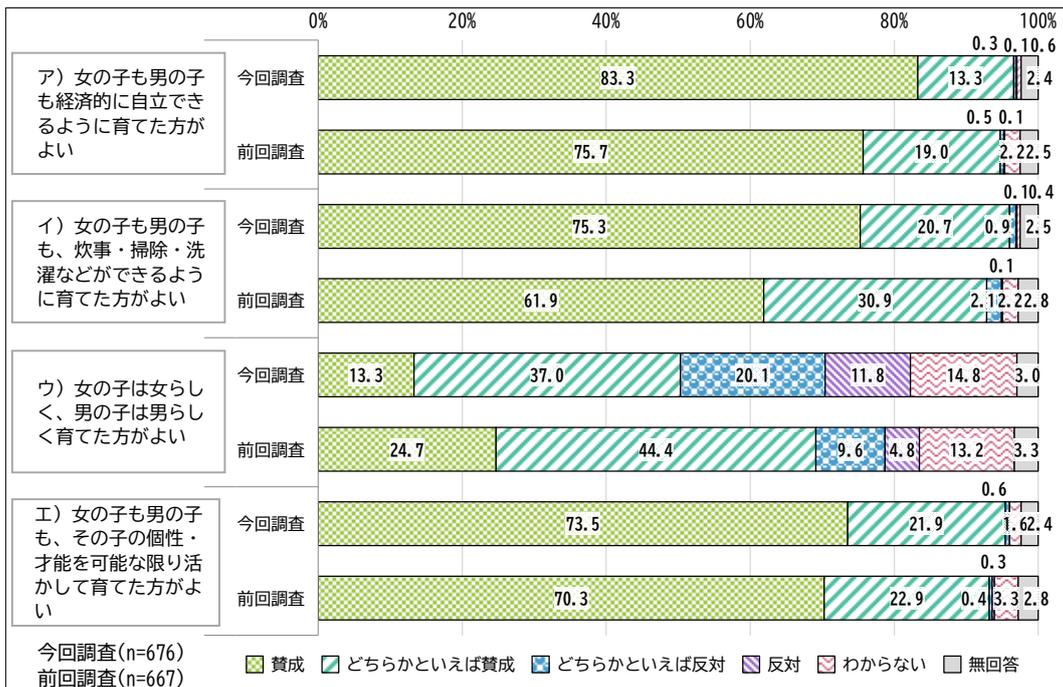
「家事の役割」については、「掃除・洗濯をする」「食事のしたくをする」「食事のあとかたづけをする」「日々の家計の管理をする」において女性が受け持っている割合が高くなっており、日常生活における平等な役割分担については、いまだに改善の余地がある状況です。

【家事の役割】



「子どもの育て方」については、「女の子も男の子も経済的に自立できるように育てた方がよい」「女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯などができるように育てた方がよい」「女の子も男の子も、その子の個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい」では賛成派（賛成+どちらかといえば賛成）が多数を占めており、前回調査と比較してもそのような考え方が広まってきた様子が見えます。

【子どもの育て方】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
5	固定的性別役割分担意識の解消の促進	性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような学習機会（男性の料理教室や講演会・市民ミニ講座等）の提供を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、家事などでの固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	総務課
6	家庭生活への男性の参加を促すための啓発	男女共同参画講座や地域への出前講座などを通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。 また、男性の育児参画を目的としたイベントや、SNS等を活用し、各イベント等への参加者増加に努めます。	総務課
7	男性のための料理・介護など実践講座の実施	家庭における男性の生活や自活能力を高めるための料理や介護等の実践講座を実施し、家庭生活の参画への意識啓発に努め、男性参加者増加のための開催形態を検討します。	総務課
8	家庭で活躍する男性の事例紹介	育児休業を取得した男性等を情報紙や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。	総務課
9	男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進	地域社会における人権尊重及び男女共同参画の促進に向け、講演会や学習会の情報提供を広く行い、積極的な参加を促進します。また、国や県が主催する講演会や学習会の情報提供もあわせて行います。	総務課
10	父親の子育ての推進	母子健康手帳交付時の父子健康手帳の発行や乳幼児健診等の機会を活用し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育てを推進します。	健康増進課

No.	施策	内容	所管課
11	男性の家事・子育て・介護等への参画促進	<p>家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。</p> <p>男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会（男性の料理教室、イクカジ推進事業等）への参加・開催を促し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。</p>	総務課

基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、配偶者等に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進、防災において男女共同参画の視点の反映など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備と支援に取り組みます。

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

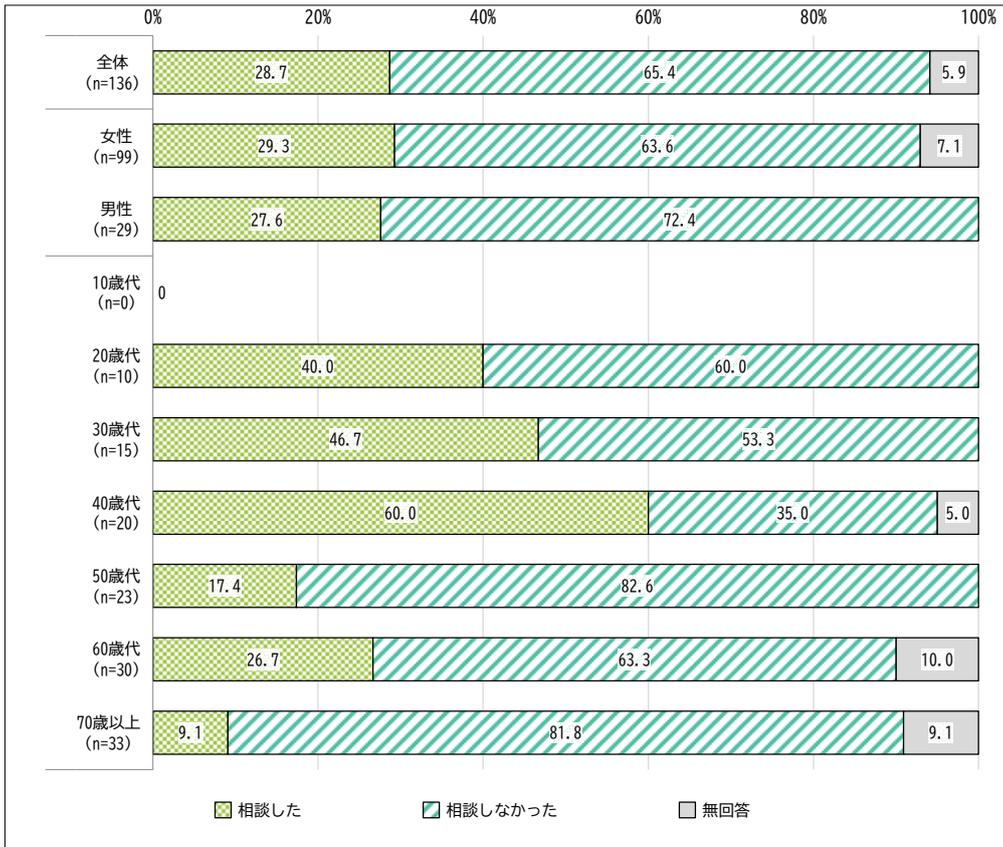
配偶者等に対する暴力は、互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、重大な人権侵害です。そのため、あらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発、被害の未然防止、被害者への支援に取り組んでいくことは大変重要です。

本市でも配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に向けて様々な周知・啓発に取り組んでいますが、現在でも根絶はできていない状況です。

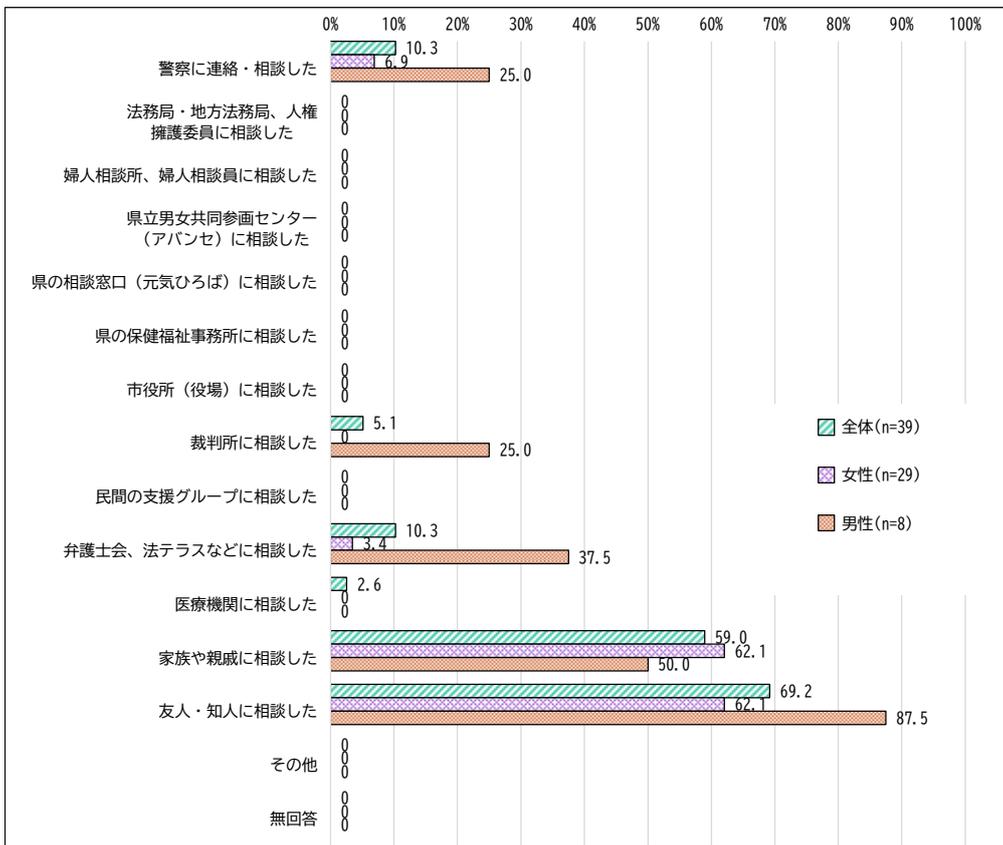
また、防止に向けた周知・啓発と併せて、被害者への支援、関係各課及び関係各所・団体のネットワーク整備等を中心に取組を推進しています。

調査結果を見ると、「DVを受けた際の相談」について、「相談した」との回答は3割以下にとどまっています。また、「相談した時の相談先（相手）」については「家族や親戚」、「友人・知人」の割合が高くなっており、身近な存在を頼っている様子がうかがえますが、公的機関へ相談したとの回答は低く、今後も相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりが求められます。

【DVを受けた際の相談】



【相談した時の相談先（相手）】



【具体的な取組】

①男女間のあらゆる暴力の根絶

No.	施策	内容	所管課
12	あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発	人権が尊重され、基本的人権として、侵しえないものであることを市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用して広報・啓発を推進します。また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域の関係者と連携を取り、積極的な広報活動を行い、民生委員・児童委員への専門研修、情報共有・提供に努めます。	総務課 こども家庭課
13	女性相談専門窓口の設置及び被害者の自立支援	女性相談専門窓口の設置や学校、警察、病院など関係機関との連携を図り、被害者の自立支援を行います。また、女性支援新法の施行に伴い、今後は女性相談員の設置も検討します。	こども家庭課 総務課
14	相談窓口の周知	女性相談専門窓口について、相談内容や開催日等を一人でも多くの人目に触れるように、市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用して、更なる周知徹底を図ります。また、相談窓口名称を付ける等、相談しやすい窓口環境を整備し、相談窓口を記載したカード、リーフレットなどを作成して、民生委員・児童委員をはじめ、市民の方に広く配布します。	総務課 こども家庭課

②子どもや若年者に対する取組

No.	施策	内容	所管課
15	若い世代に対するDV防止教育の推進	将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。また、DVやデートDVに関する理解を促進するため、出前講座を実施し、研修内容の充実を目的として、隔年で初級、中級（意見交換など）に分けた研修の実施を検討します。	学校教育課 こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
16	児童虐待防止対策の推進	「児童虐待防止推進月間」(11月)と11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」とをあわせて、市の広報誌や市ホームページ、市のSNS等を活用し、集中的な広報・啓発活動を実施します。	こども家庭課
17	子どもの人権についての啓発の充実	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発(人権の花運動、人権教室等)を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。	学校教育課 総務課
18	子育てに関する相談支援	乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行い、学校・保育園等と連携しながら虐待防止に努めます。	健康増進課

③啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

No.	施策	内容	所管課
19	市の広報紙による相談機関の掲載・広報活動	市報、市ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV相談機関を掲載します。また、DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設庁舎外の公共施設(図書館や公民館)や病院に設置し、市報、市ホームページ等を活用し相談機関の周知を図ります。	こども家庭課
20	若い世代に対するDV防止教育の推進	若い世代の被害者や加害者の発生を未然に防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を促進し、出張講座や講演会等を利用・実施し、市のSNSなど若い世代の目に留まりやすいような周知できる方法を検討しDV防止教育・啓発を実施します。	学校教育課 こども家庭課
21	社会教育の場におけるDV防止教育の推進	DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、社会教育の場(LGBTQに関する人権講演会等)でDV防止教育・啓発を実施します。	社会教育課

No.	施策	内容	所管課
22	市職員に対する意識啓発の実施	DV被害者に二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を与えることなく適切な支援が行われるよう、市職員を対象としたDV専門知識取得研修会を実施し、相談窓口との連携体制の整備を図ります。	総務課

④DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり

No.	施策	内容	所管課
23	DV被害の通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	こども家庭課
24	広報誌、ホームページ等による広報活動	市民による通報や被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、市報や市ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し各世代等にも幅広く周知を図ります。	こども家庭課
25	被害者の相談体制の充実	被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。	こども家庭課
26	多様な被害者への配慮	被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、県や民間団体と連携し、DV防止等に関する外国籍被害者に対する多言語によるリーフレットの配布等の情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	こども家庭課
27	相談員の資質の向上	被害者からの相談にあたっては、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行い、相談員の資質の向上に努めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
28	庁舎内の連携	被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等の活用や庁舎内の独自の相談シートの作成、活用も検討することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	こども家庭課

⑤保護・自立における支援体制

No.	施策	内容	所管課
29	県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。	こども家庭課
30	一時的な避難場所の確保	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備に努めます。 保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、定期的な情報共有を行い、協力体制の整備や円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
31	生活再建へ向けた支援の実施	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。また、市営住宅へのDV被害者の優先入居の検討を進めていきます。 また、被害者の安全を考慮した住宅の情報提供が必要であるため、他市へ被害者が住まいの場を移す際の他市との協力体制の構築に努めます。	こども家庭課

⑥被害者の安全・安心に配慮した支援体制

No.	施策	内容	所管課
32	「ワンストップサービス方式」の導入	被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、被害者が1箇所で行える申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を推進し、その相談室など安全に配慮した場の確保に努めます。	こども家庭課
33	住民基本台帳の閲覧制限	DV加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、関係課と連携し被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。	市民課
34	継続的な支援体制の整備	被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するよう、被害者の意思を尊重し自立に向けた継続的な支援体制の整備を推進します。	こども家庭課
35	自立のための心とからだのケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、被害者の状況に応じ適切なタイミングで医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、市、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
36	苦情処理の対応	被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、被害者の心的負担が増えないよう適切な対応・説明を行います。	こども家庭課
37	市職員に対する定期的な研修の実施	市内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため、市職員に対する定期的な研修を初級、中級と内容を変えながら行います。	こども家庭課
38	「佐賀県 DV 被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	市内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため「佐賀県DV被害者対応マニュアル」を活用するとともに被害者の負担を軽減するため「県内共通相談シート」等の活用を推進し、庁舎内共通の相談シートの作成・整備に努めます。	こども家庭課
39	転出先の市町村との連携	被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、情報管理を厳密に行いながら転出先の市町村との連携に努めます。	こども家庭課
40	学校、保育園など関係者への研修	子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報体制の整備を図ります。子どもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通して連携の強化を図ります。また、学校、保育園関係者への研修の実施を検討します。	学校教育課 こども家庭課
41	医師会及び医療機関通報体制の整備	医師会及び医療機関に対し、被害者を発見した場合の通報体制の整備について協力を求め、情報共有が行いやすい体制づくりに努めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
42	警察への通報体制の整備と情報管理	加害者が被害者を探して、市を訪れた場合に備えて、警察に迅速に通報できるよう体制の整備を図ります。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	こども家庭課
43	妊産婦・乳幼児等の被害者の健康づくりに関する支援	妊産婦・乳幼児等の被害者に対して、対象者が安心して健診や予防接種等が適切に受けられるよう支援します。	健康増進課
44	子どもの就学・保育等の受入体制の整備	転入した被害者の子どもの受入について、関係課や専門機関とケース会議を開き、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。 また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	学校教育課 こども家庭課
45	接近禁止命令への対応	被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	学校教育課 こども家庭課

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

男女が互いの人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくためには、身体の特性を十分に理解し合い、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要です。特に女性は、妊娠・出産などのほか、女性特有の疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる身体の変化や病気の問題に直面することに留意する必要があります。本市では、女性特有の健康課題に対して、周知啓発の機会の創出や子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠・出産・子育て期における支援、各種健診の実施等を中心に事業を展開しています。

また、本市では第2次神崎市健康増進計画・母子保健計画「元気かんざき健康プラン」（2024～2035）を策定し、すべての世代の人たちが、「みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまち 神埼」の実現に向けて様々な取組を推進しています。この計画を中心として、今

後もより多くの市民が健康づくりを推進していくことができるよう、相談支援体制の充実や安心して出産できる環境整備、女性特有のこころや身体の悩みに対応する体制整備を推進していくことが重要です。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
46	学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施	母性機能が社会的に重要であることを含め、発達段階に応じた適切な授業を実施していきます。	学校教育課
47	学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施	医師や保健師等による専門的な授業を通して、中高校生に発達段階に応じたエイズや性感染症に関する正しい知識を普及し予防教育を充実させます。	学校教育課
48	性に関する相談体制の充実	女性相談専門窓口での相談員の資質向上を図りながら、性別に関わらず相談しやすい体制の充実に努めます。	総務課
49	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催	男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。	総務課 健康増進課
50	妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て世代包括支援センター）	母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健診等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。	健康増進課
51	各種検診の受診促進	広報（全戸配布チラシ、市報、市ホームページ掲載、SNS）による周知を行い、予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種健診の受診率向上に努めます。	健康増進課
52	性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策	性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や受診勧奨、心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。	健康増進課
53	健康教育と健康相談の実施	各世代を対象とし、公民館を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、健康増進課で随時実施します。	健康増進課

No.	施策	内容	所管課
54	食生活の改善による健康の支援	肥満防止等、健康増進のため、市民へ広報誌等を利用した食生活改善の情報発信、普及啓発を図ります。	健康増進課
55	スポーツを通じた健康づくりの支援	スポーツ協会と連携し、男女問わず参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って市民の健康づくりを支援します。	スポーツ振興課

重点目標5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

正規雇用労働者や単身世帯、ひとり親世帯の増加により、経済上の困難に陥りやすい人が増えている中で、長期的な展望に立った就労支援や様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、高齢者や障がい者、外国人及び性的マイノリティの方など生活の中で様々な困難を抱える場合があることから、それぞれの背景事情に配慮しながら、日常に感じている不安や不便の軽減を図り、安心して暮らせる支援が求められます。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
56	ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。	こども家庭課
57	ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供	一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に県と連携して「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け支援を行います。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
58	相談業務の周知	民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、佐賀県母子相談員等による各相談業務の周知を図り、必要な情報提供ができ、相談しやすい体制づくりに努めます。	こども家庭課
59	高齢者や障がいのある人等、誰もが安全に利用できる施設の整備促進	バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と、民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図ります。	財政課 高齢障がい課
60	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	高齢障がい課
61	国際規範・基準の浸透	男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会をとおして周知を図ります。	総務課

重点目標6 女性視点を反映した地域の防災力向上

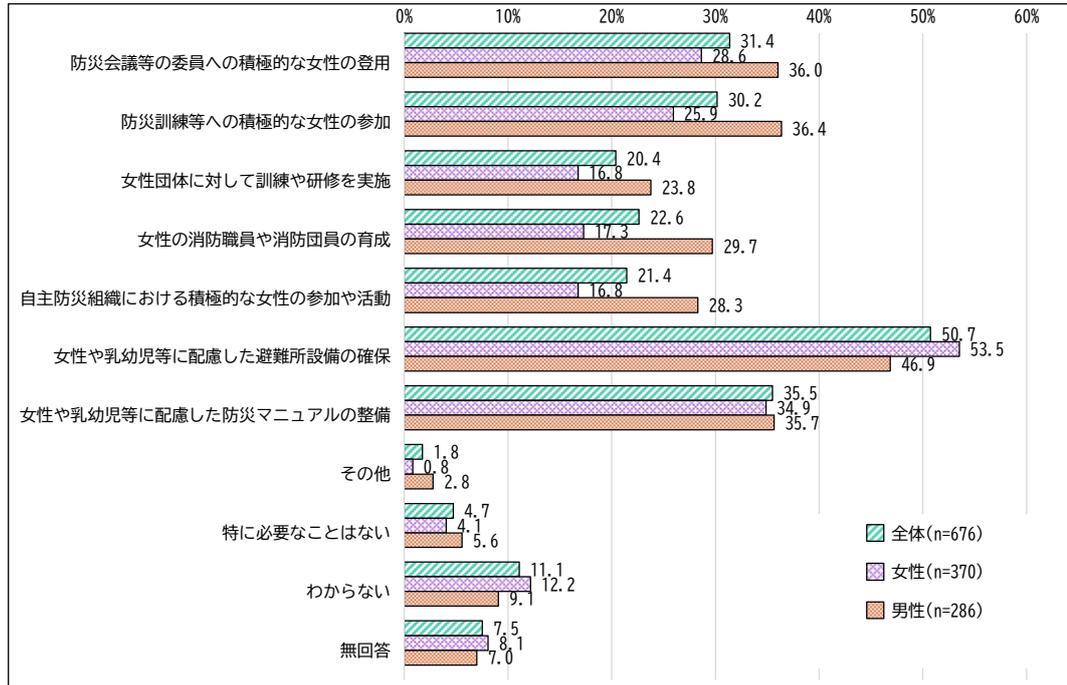
【現状と課題】

近年は地震や豪雨災害といった大きな災害が発生するケースが全国的に多くなっています。災害に向けた備えや、災害時における避難所運営については、女性の視点が行き届いていることが全国的に重要視されている状況です。本市においても、防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大を図るとともに、避難所運営における女性職員の配置数増加や女性ニーズを反映した物資の確保など、様々な取組を推進しています。

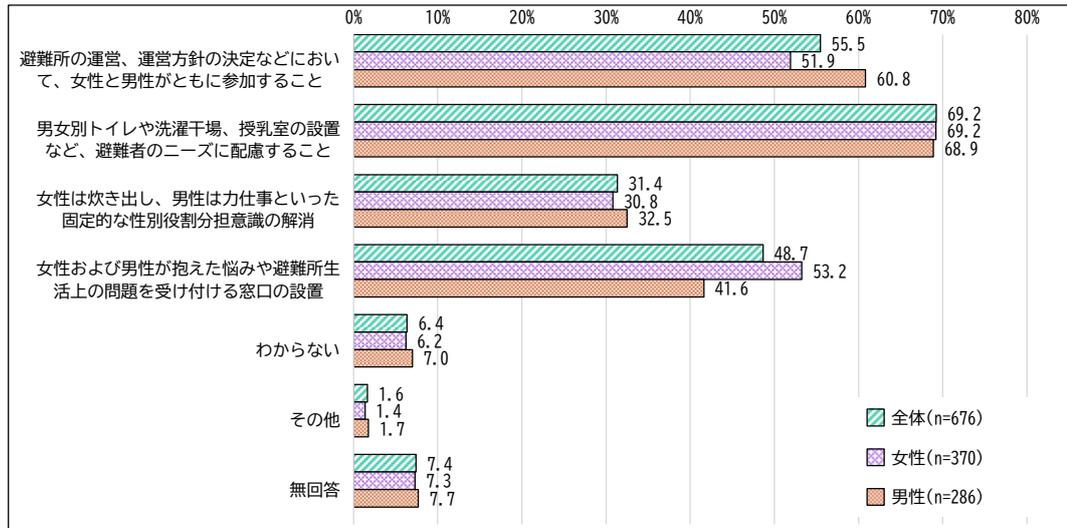
調査結果を見ると、「防災活動に関して男女共同参画の視点から必要なこと」について、「女性や乳幼児等に配慮した避難所設備の確保」が50.7%と最も高く、次いで「女性や乳幼児等に配慮した防災マニュアルの整備」35.5%、「防災会議等の委員への積極的な女性の登用」31.4%となっているなど、市民の要望が多岐にわたっていることが分かります。

また、「避難所における男女共同参画について必要なこと」については、男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」が69.2%と最も高く、次いで「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」55.5%、「女性および男性が抱えた悩みや避難所生活上の問題を受け付ける窓口の設置」48.7%となっており、避難所の運営において男女共同参画の視点が求められている様子がうかがえます。

【防災活動に関して男女共同参画の視点から必要なこと】



【避難所における男女共同参画について必要なこと】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
62	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	市の防災会議、災害時の災害復興対策の検討に女性委員等の参画を推進します。	防災危機管理課

No.	施策	内容	所管課
63	防災対策、避難所の運営、相談支援などに女性の視点の確保	防災用物資の備蓄、避難計画作成、避難所の運営、被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため、担当者に女性を配置する等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。	防災危機管理課
64	男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、備蓄や物資供給の協定等により、一定程度の確保に努めます。	防災危機管理課
65	市民に対する備蓄の必要性の周知徹底	防災出前講座において備蓄の必要性を周知し、女性用品や乳幼児用品等の個人によってニーズが異なる食料、生活必需品等について、各人の備えを促します。	防災危機管理課
66	自主防災組織における女性の参加	自主防災組織における女性の参加を促進するとともに、意思決定者に複数の女性が含まれるよう育成を図ります。	防災危機管理課
67	女性消防団員が能力を發揮できる環境の整備	消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、処遇改善の検討や消防団活動により士気を高めるよう努め、女性の能力が發揮できるよう環境整備を行い、女性消防団員の確保に努めます。	防災危機管理課

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。

重点目標7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

【現状と課題】

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することは、個人の幸福の根幹をなすものであり、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成につながります。

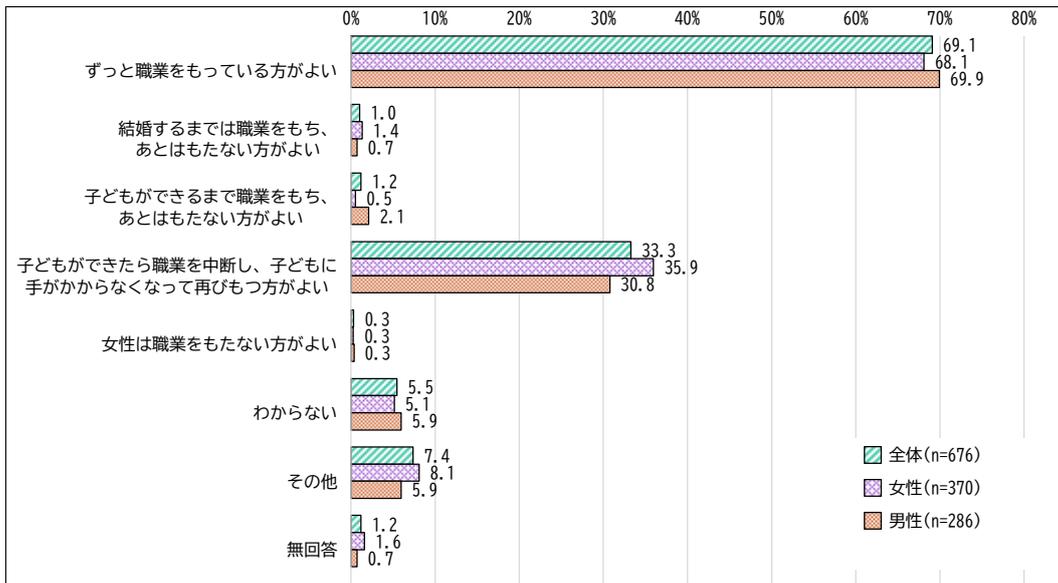
本市では、市内における女性職員の登用や研修会の実施、市民に向けた講演会の実施や情報提供等は十分に組み合わせた一方、女性の就労及び能力開発や「家族経営協定」締結の推進、女性起業家等への支援については十分に推進できていない状況です。

意識調査の結果を見ると、「女性が職業を持つことについて思うこと」については、「ずっと職業をもっている方がよい」が69.1%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」33.3%となっています。

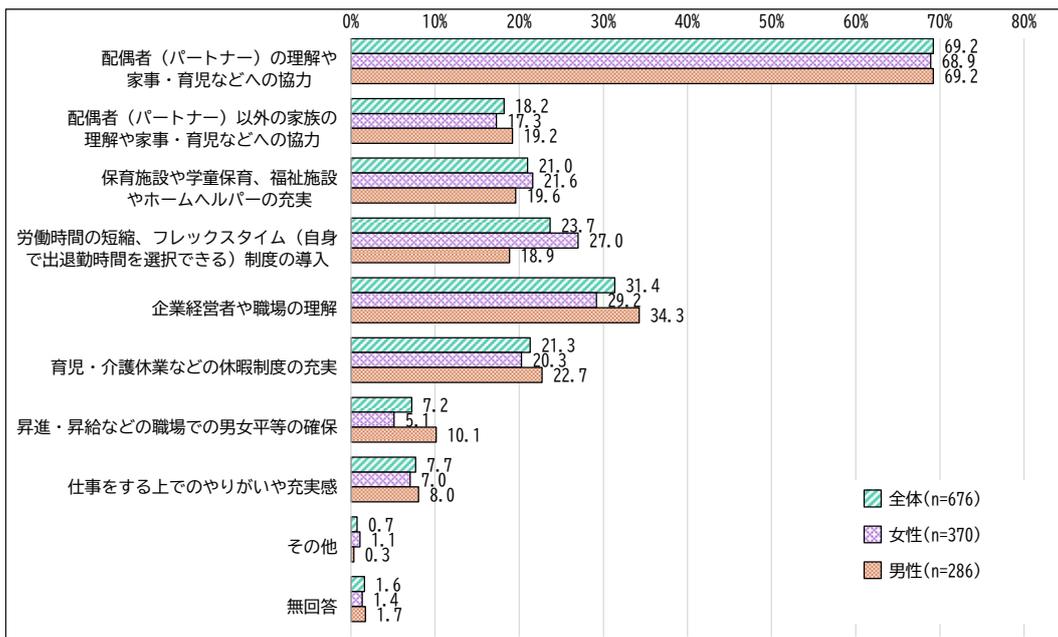
また、「女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために必要なこと」について、「配偶者（パートナー）の理解や家事・育児などへの協力」が69.2%と最も高く、次いで「企業経営者や職場の理解」31.4%、「労働時間の短縮、フレックスタイム（自身で出退勤時間を選択できる）制度の導入」23.7%となっています。

以前から、女性が出産や育児を経験した際にキャリアが途切れてしまい、職場への復帰が難しいことが指摘されています。現在は全国的に改善傾向にありますが、依然としてこのような課題は存在しています。就業に関する市民の希望を叶えることができるよう、雇用環境における男女の平等を推進していくとともに、女性の再就職や能力開発の支援を更に充実していくことが重要です。

【女性が職業を持つことについて思うこと】



【女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために必要なこと】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
68	女性リーダーの育成	地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、研修や学習会を実施し、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発活動に努めます。	総務課

No.	施策	内容	所管課
69	市職員研修会の実施	男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、市職員に対し、職員研修を実施するとともに、国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と積極的参加を呼びかけます。	総務課
70	女性職員の登用促進	職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。	総務課
71	男女共同参画推進市民団体の育成・支援	男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画推進ネットワークに女性参画推進を委託し、市民団体等の育成・支援を継続的に行っていきます。	総務課
72	積極的に参画できる環境づくり	性別による役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。	総務課
73	女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また妊娠、出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	総務課 商工観光課
74	「家族経営協定」締結等の推進	農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結の促進を継続的に行い、女性農家の地位向上を推進します。 家族が共に生きがいを持って働き、生活できるよう就業条件の整備や環境の整備などの推進を図ります。	農政水産課
75	女性起業家に対する支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。	商工観光課

No.	施策	内容	所管課
76	新たな世代の商業者に対する支援	EC（ネット通販）を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。	商工観光課
77	意欲ある女性職員の積極的な登用推進	本市の「人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。	総務課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
5	固定的性別役割分担意識の解消の促進	性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような学習機会（男性の料理教室や講演会・市民ミニ講座等）の提供を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、家事などでの固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	総務課
11	男性の家事・子育て・介護等への参画促進	家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。 男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会（男性の料理教室、イクカジ推進事業等）への参加・開催を促し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。	総務課

重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

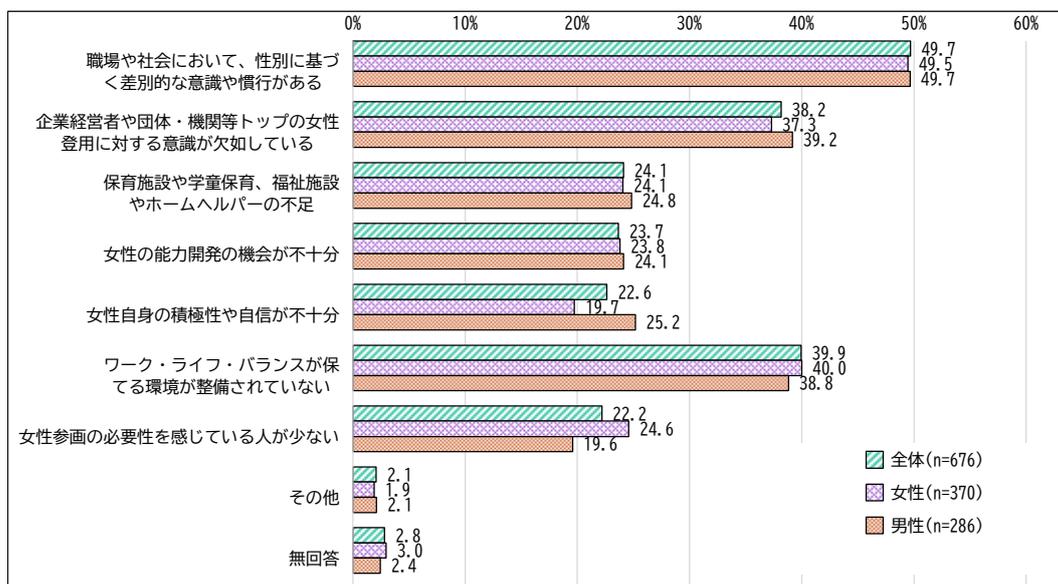
【現状と課題】

男女がともに対等なパートナーとして男女共同参画社会を実現するためには、だれもが参画できる環境づくりが求められます。身近な地域活動において男女共同参画の取組を推進するとともに、さまざまな視点や発想を取り入れることができるよう、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めることが重要です。

意識調査の結果を見ると、「企画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由」について、「職場や社会において、性別に基づく差別的な意識や慣行がある」が49.7%と最も高く、次いで「ワーク・ライフ・バランスが保てる環境が整備されていない」39.9%、「企業経営者や団体・機関等トップの女性登用に対する意識が欠如している」38.2%となっています。

この結果から、女性の参画拡大に向けては、いまだに古くからの差別的な意識や慣習が妨げになっている現状があるととともに、責任ある職務に就くことと家庭生活のバランスに不安を感じている様子がうかがえます。組織体制や男性の意識改革を進めていくことと同時に、いまだに家事の多くを女性が担っている現状を解消することも、女性が政策・方針決定過程への参画を推進していくことに繋がっていきます。

【管理職等への登用など企画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
78	審議会委員の登用率の向上	女性委員のいない審議会・委員会等を解消するために、各年での登用率を調査し意識付けを行い、委員改選時に女性参画を促進し、積極的な登用と候補者名簿の随時改定に努めます。	総務課
79	農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進	女性の農林業・商工業への主体的参画の構築のため、職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワーメントを目的とした学習会を各種団体（商工会・JA等）と連携して開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。	商工観光課 農政水産課 林業課
80	地域への女性参画の促進	各種団体（商工会・JA等）の女性との女性参画に関する意見交換を行い、職場だけでなく家庭の理解向上を促すため市報による啓発活動に努め、地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。	総務課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
62	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	市の防災会議、災害時の災害復興対策の検討に女性委員等の参画を推進します。	防災危機管理課

重点目標9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」の改正や「育児・介護休業法」の施行など、関係法令の整備は進められている状況ですが、雇用や就労環境における男女格差など、働く場における課題はまだまだ残されています。また、家庭において女性が担う役割はいまだに多く、就労に関する女性の希望を妨げている要因となっています。

社会生活において男女が対等な立場で活躍し、それぞれのライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発を推進するとともに、就労環境の整備や市が実施する各種サービスの充実に取り組んでいくことが重要です。

【具体的な取組】

①家庭生活に関する支援

No.	施策	内容	所管課
81	子育て支援センター等を活用した子育て支援の充実	多様なライフスタイル、子育てニーズに柔軟に対応できるよう、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。 男女が共に働き続けるため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用の周知を行い、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後時保育などを行います。	こども家庭課
82	放課後児童対策(学童保育)の実施	昼間、家庭に保護者が不在の児童(小学校1年生～6年生)に対し、適切な遊び及び生活の場の提供、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成学童保育の充実を図ります。	社会教育課
83	男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供	企業や事務所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。	総務課

No.	施策	内容	所管課
84	地域包括支援センターを活用した介護支援の充実	介護は性別や年齢に関係なく、家族全員、社会全体で行うという意識のもと、高齢者等の介護サービスや介護予防相談及び介護予防教室を開催し、意識の啓発と介護者の負担軽減を更に強化し、介護サポーターの有効な活用と介護（認知症を含む）を行う家族支援についての充実を図ります。 また、在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を一層推進します。	高齢障がい課

②仕事に関する支援

No.	施策	内容	所管課
85	企業へ情報の提供など啓発活動	市内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や労働時間等設定改善法に基づく労働時間短縮や男性職員の育児休業が図られるよう、市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。	商工観光課
86	労働条件改善のための環境整備の推進	市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用し、パートタイム労働法に関する法律などの情報提供を行います。	商工観光課
87	職場における暴力の根絶	市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、ハラスメント被害への対応策や相談窓口についての情報提供や相談しやすい体制づくりなどに努めます。	総務課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
73	女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	総務課 商工観光課

③仕事と家庭・地域生活全般に係る支援

No.	施策	内容	所管課
88	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、市内企業への働きかけや市報・ホームページ等での啓発に努めます。	総務課 商工観光課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
80	地域への女性参画の促進	各種団体（商工会・JA等）の女性との女性参画に関する意見交換を行い、職場だけでなく家庭の理解向上を促すため市報による啓発活動に努め、地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。	総務課

第5章 数値目標一覧

No.	指 標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	所管課
1	学校教育における男女平等達成感	49.1%	60.0%	学校教育課
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	12.9%	20.0%	総務課
3	男女共同参画社会基本法の認知度	14.8%	20.0%	総務課
4	男女雇用機会均等法の認知度	39.2%	45.0%	総務課
5	神崎市男女共同参画社会基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画の認知度	3.3%	20.0%	総務課 こども家庭課
6	家庭生活における男女平等達成感	30.9%	40.0%	関係各課
7	職場における男女平等達成感	28.0%	35.0%	総務課
8	地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	29.4%	40.0%	総務課 社会教育課
9	市の各種審議会等における女性委員の割合	24.5% (R6.4.1現在)	40.0%	総務課
10	LGBTQの認知度	35.7%	50.0%	総務課
11	女性消防団員数	21人 (R6.4.1現在)	30人	防災危機管理課

第6章 推進体制の充実・連携強化

1 計画の推進体制の充実

策定後の取組についての調査・報告を実施し、庁内各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、審議会の中で各種調査審議を行い、本計画の推進状況等について、広く市民に公表していく必要があります。

2 庁内各課の役割の強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。

3 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画

男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、それぞれの主体が取り組むべき役割を明確にし、男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4 神崎市男女共同参画審議会委員名簿（任期：令和6年～）
- 5 用語解説
- 6 相談機関一覧
- 7 計画策定経緯

